

令和5年9月19日(火)

開会（9：55）

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。

当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」6件、「条例の一部を改正する条例」2件、「未処分利益剰余金の処分について」2件、の計10件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。今年のご存じのとおり非常に気温の高い日が続いていて、今日現在で胎内市の水田の約80%の稲刈りが終わったと本日の農協の情報でいただいた。気になるのは品質の方であるが、連休前の16日までの段階で1等米比率、そこが気になるが、カントリーエレベーターはまだ検査前。固体で自分で乾燥して調整して出した、農協に出荷したものだけいくつか品質を検査しているが、コシヒカリで1等米比率が0、2等米の比率が38、3等が58.1、規格外が4ということで非常に品質が良くない状況である。コシイブキとか全部入れて固体出荷のものを現段階での集計が、1等米が5.3%、2等米が60.1%、3等米が32.6%、規格外が2.1%という状況になっている。全体像とはまだ言い難いが、やはり品質低下は否めないのではないかと現段階での感想である。今後、どのような推移になるか注視していかなければと考えている。本日の案件は10件となっているがよろしく審議願いたい。

議第58号 令和5年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第1号）

佐藤農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ140万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,720万5千円とするもの。歳出から説明する。第4款予備費で140万5千円を増額した。歳入では、3款財産収入1項1目利子及び配当金で新潟製粉株式会社からの株式配当金113万9千円を増額した。4款繰入金2項1目鹿ノ俣発電所運営事業繰入金は前年度の電気料の確定により配当分を6千円増額した。5款繰越金は前年度事業の確定に伴い26万円増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第59号 令和5年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第2号）

佐藤農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,858万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,390万5千円とするもの。歳出より説明する。第1款農林水産業費1項1目鹿ノ俣発電所費で人事異動に伴い2節給与費、3節職員手当等を減額し、4節共済費では増額した。14節工事請負費では発電所の管理用道路の舗装工事と発電所内の非常灯の取替工事として245万円を増額した。24節積立金において、施設の大規模改修等に備えて基金積立金3,981万4千円を増額した。27節繰出金は、電気料金軽減対象施設の前年度の電気料金の確定により4万2千円と胎内トンネル照明取り換え工事の財源に1,550万円を繰り出していることから一般会計繰出金として1,554万2千円を増額。地域産業振興事業会計では6千円増額した。次に2款諸支出金1項公営企業会計支出金では、電気料金軽減対象施設の前年度の電気料金が確定したことから農業集落排水事業補助金97万6千円、簡易水道事業補助金68万6千円をそれぞれ増額した。4款災害復旧費では、昨年8月の豪雨災害による水管橋護岸の復旧工事に係る県との河川協議を行った結果、左岸側に護岸ブロック積みの面積を増やす必要があることから所要の工事費935万円を増額した。歳入では、2款繰越金は前年度事業の確定に伴い10万6千円を減額した。3款諸収入では1キロワットあたりの売電単価を税込み9円2銭で積算していたが、今年の3月に電力事業者と売電単価を税込み21円45銭で電力供給契約ができたのでその売電単価で積算した差額分として6,032万6千円を増額した。次に4款県支出金は、農業用施設災害復旧に係る工事費相当分の補助対象経費の97.6%を見込み計上している。

質疑

○天木義人委員

153 ページの積立金 3,981 万 4 千円。今までの積立はいくらあるか。それとこれからの補修工事の予定と予算はどのくらいかかるのか。

○佐藤農林水産課長

令和 4 年度末で 4 億 7,857 万 4,336 円である。今後の計画は平成 29 年度に鹿ノ俣発電所長寿命化計画を作成している。それに基づき計画を進めているが、その中で耐用年数などを踏まえ事業費がいくらかは申し上げられないが、優先的な順位を見ながら毎年設備の老朽化を見ながら修繕工事をしているところである。

○天木義人委員

毎年見ているということは、今年、来年の計画はあると思うが、どのようなことを計画しているのか。

○佐藤農林水産課長

今ほど申し上げたとおり、2 年後、3 年後の耐用年数を見てその時やることもあるが、その辺りは施設を見ながらやっている状況であるので、来年度についてもこれから精査して事業費等を確定して予算に反映する形でお願いしたい。

○天木義人委員

これは毎年あることだと思うが、大規模工事をやると前から計画を立てて大規模は大規模でやると思うが、積立が約 4 億円あるがいくら基金があれば間に合うのか。用途がなくてただ基金を積み立てているだけなのか。その辺の見解はどうか。

○佐藤農林水産課長

鹿ノ俣発電所長寿命化計画の設備改修の事業費は 10 億 7,800 万円。これは令和元年度から 40 年間の設備修繕である。その計画によると 5 年ごとの修繕計画を組んでいる。今まで説明したとおり優先順位、耐用年数を見ながら組んでいるが、どうしても老朽化に伴い早めにする形での修繕工事を進めている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 60 号 令和 5 年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

西村上下水道課長説明

収益的収入に 1,100 万円を追加し、その総額を 11 億 4,479 万 2 千円とし、収益的支出に 563 万 1 千円を追加し、その総額を 9 億 2,924 万 8 千円とするもの。内容としては、収益的収入では、地方公営企業繰出基準に基づき一般会計補助金を増額した。一方、収益的支出では、人事異動に伴い給与、手当、法定福利費及び退職手当組合費をそれぞれ増額するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 61 号 令和 5 年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

西村上下水道課長説明

収益的収入に 1,207 万 6 千円を追加し、その総額を 7 億 1,840 万 7 千円とするもの。内容としては、収益的収入の部は、地方公営企業会計繰出基準に基づく一般会計補助金が 1,110 万円、鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補助金が 97 万 6 千円をそれぞれ増額するもの。

企業債の補正については、企業債対象事業費等の精査の結果、建設改良事業債の限度額を増額し、辺地対策企業債の限度額を減額するもの。内容としては、当初乙地区マンホールポンプの改修事業について、乙地域全域を辺地債の企業債を利用するものとしていたが内容を

精査すると荒井浜と桃崎浜地区のものしか辺地債には対象とならないことから減額するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 62 号 令和 5 年度胎内市水道事業会計補正予算（第 1 号）

西村上下水道課長説明

収益的支出に 519 万 7 千円を追加し、その総額を 6 億 3,623 万円とするもの。内容としては、人事異動等に伴う給料、手当等、法定福利費及び退職手当組合費をそれぞれ増額するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第63号 令和5年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

西村上下水道課長説明

収益的収入に1,008万6千円を追加し、その総額を1億9,992万3千円とし、収益的支出に757万6千円を追加し、その総額を2億812万1千円とするとともに、資本的収入から600万円を減額し、その総額を7,180万6千円とし、資本的支出から600万円を減額し、その総額を1億2,397万2千円とするもの。

なお、国庫補助対象事業である調査計画策定業務委託料及びその財源となる国庫補助金について、資本的支出及び収入から収益的支出及び収入へ組替えを行うもの。内容については、収益的収入の他会計補助金において一般会計補助金を640万円、鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補助金を68万6千円増額するもの。国庫補助金は営農飲雑用水施設整備事業調査計画策定補助金を300万円増額するもの。収益的支出では、人事異動に伴う給与費を増額するもの。資本的収入では、調査計画策定業務委託料の組替えに伴い財源となる企業債を建設改良事業150万円、辺地対策事業150万円を減額するもの。

企業債の補正については、資本的収入の企業債の減額にあわせて、その限度額について減額するもの。

質疑

○増子達也委員

国庫補助金300万円で営農飲雑用水施設整備事業調査計画策定補助金があるが、調査計画はどのような調査を行うのかと調査を行うに至った経緯と背景についてどのようなことがあるか。

○西村上下水道課長

営農飲雑用水施設整備事業調査計画策定補助金の内容としては、農林水産省からであるもので第2簡水、主に290号線沿いの水道の管路と施設の健全化を図り、計画的に管路の入替えと施設の更新をしていくための調査費用となっている。

○羽田野孝子委員

関連で、どこへ委託するのか。

○西村上下水道課長

まだ入札が済んでいないのでどこかは決まっていない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 65 号 胎内市都市公園条例の一部を改正する条例

羽田野地域整備課長説明

この条例については、笹口浜公園内に有料公園施設となるナイター照明を新たに設置したことに伴い、所要の改正を行うもの。改正内容については、別表第 1 有料公園施設に笹口浜公園と笹口浜公園ナイター照明を、別表第 4 有料公園施設使用料に笹口浜公園ナイター照明の利用料として 1 時間当たり 1,000 円を加えるもの。使用料については、消費電力量や市内外の同様の施設の使用料も参考に算定している。

質疑

○渡辺栄六委員

ナイター照明で 1 時間当たり 1,000 円の使用料ですが、日中は無料ですよ。ナイターは何時からか決まっているか。日が長いときと日が短いときでは暗くなる時が違ってくるので。

○羽田野地域整備課長

現在考えているナイター照明の利用時間は、午後 6 時から 10 時までの 4 時間を想定している。

○渡辺栄六委員

点灯、消灯はどのような感じで。設備のスイッチの入れ替えはどのようにするのか。

○羽田野地域整備課長

今、料金システムの作業をしている最中で12月1日以降料金が発生するようになってからは、利用者が制御盤を操作する形になり、点灯と消灯のスイッチの入り切りをしてもらうものである。

○渡辺栄六委員

そうするとそこには施設管理する人がいなくて利用する人が消灯・点灯することになりますよね。例えば1時間1,000円と定められているが、長くなって延長した場合不明確な部分が出てくると思うがどうするのか。

○羽田野地域整備課長

予約をしたときに申請した利用時間が基本となるが、短くなった場合については利用時間に対する料金を支払ってもらう。延長になった場合については、その分追加してトータルで支払ってもらうように考えている。

○天木義人委員

今の話聞いていると管理者がいないわけですが、そうすると延長しても短くなくても誰も確認できないので不明瞭になるがどうするのか。それとスイッチのカギはどのように管理しているのか。使わない時いたずらされたり何かされたりすることは考えられないか。

○羽田野地域整備課長

電気の使用時間については、料金システムで利用時間を把握できるような形になっている。制御盤の箱にカギは設置してなく、申請した方に暗証番号を通知し、その番号を入力するとスイッチが入るようになっている。

○渡辺宏行委員

この公園の利用状況だが、実際ナイター照明を設置するだけの利用は。例えばどこかの団体が固定化して、夜毎日使うとか週に何回か使うとか設置する経緯はどのような状況なのか。

○羽田野地域整備課長

利用者団体については、今現在聞いている範囲では食農大のラグビー部、スポーツ少年団

のサッカー、一般の社会人の団体の方がいると聞いている。経緯は、ナイター照明を設置すると食農大ラグビー部がかなり使っているが、今後その予約状況、食農大をはじめ各団体の希望曜日などを確認し、協議をした中でそれぞれの団体の希望に添えるような形で調整をしていきたいと考えている。

○渡辺宏行委員

実際今も利用しているとは思いますが、今言ったようにスポ少や一般の人たちあるいは食農大。食農大は定期的に日中使っているのか。それとナイター照明があれば夜の頻度、例えば授業終わってから定期的にやるとかあると思う。それでは照明を設置しようというように至った経緯が。ふつう例えばテニスコートでも何でもそうだけど使いたいから照明をつけてほしいと言っても簡単には付けられない。その辺頻度によって必要だと。それに至ったあれは何だったのか聞きたかった。おそらく食農大の声も大きいのかと思うがその辺はどうなのか。

○羽田野地域整備課長

食農大の方でなかなか土日の日中の予約が使えない状況があったと聞いている。ナイター照明を設置することにより練習時間の確保をするためにそのような申し入れがあったと聞いている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 66 号 胎内市中条駅前広場条例の一部を改正する条例

羽田野地域整備課長説明

この条例については、中条駅東口広場内に設置している自動車駐車場の運営に係る保守管理委託料等の経費が値上がりしていることから、運営経費に見合う自動車駐車場の利用料金とするため、設備に係る維持管理コストや市内外の同様の施設の駐車料金を参考に新たな料金を設定し、駐車料金の改定を行うものである。主な内容としては、駐車場利用時の1日当たりの最大駐車料金を520円から700円へ、1か月当たりの定期利用駐車料金を5,230円か

ら 5,500 円へ駐車料金の改定を行うものである。続けて新旧対照表に基づき説明する。別表第 2 の利用時間の欄で 6 時間を 7 時間に改め、駐車料金の欄で 520 円を 700 円に、1,040 円を 1,400 円に、5,230 円を 5,500 円に改めるものである。この条例は令和 5 年 12 月 1 日から施行する予定ですが、経過措置として一時使用では令和 5 年 12 月 1 日以後に利用を開始する駐車料金について適用し、同日前に利用を開始する駐車料金については従前のおりとなる。また、定期使用では、令和 5 年 12 月 1 日以後の利用に係る駐車料金について適用し、同日前の利用に係る駐車料金については従前のおりとなる。

質疑

○笥智也委員

単価が上がるのは運営経費の値上がりでわかるが、6 時間から 7 時間になる理由は。

○羽田野地域整備課長

このたびの料金の値上げについては、新しい精算機の保守管理委託料、電気料の高騰に伴う運営経費に見合う駐車料金の値上げということから考え 1 日最大 700 円相当、定期利用の月極駐車場 5,500 円から始まっている。その値上げがあれば運営経費に見合う分の経費が賄えるところから始まっていて、それから 1 時間あたり 100 円は変えないで 700 円まで上げたところから 7 時間に設定している。

○笥智也委員

よく理解できていない部分もあるが、実質前は無料時間が 6 時間から 7 時間になると実質値下げになるのでは。実際 6 時間は 6 時間のまま 6 時間過ぎたら 100 円持って行ってというのでもよかったのではないかと個人的に感じているがいかがか。

○羽田野地域整備課長

今の話で 1 時間以内は無料です。1 時間を超え 7 時間以内が 100 円ずつ加算されていき、7 時間を超えると 700 円となっている。

○笥智也委員

勘違いしていた。1 時間無料だけどその後の 100 円のものが 6 時間から 7 時間になる。これは 6 時間ではだめだったのか。

○羽田野地域整備課長

先ほどの料金の値上げについては、7時間を超え24時間以内が700円というところから始まっていて、従前であれば1時間を超え6時間以内の使用状況が少なかったから1日最大料金の700円までを時間を延長して最大700円の値上げとしたものである。

○羽田野孝子委員

定期で月ごとに1か月借りている人は何人いて、それを除くと何台止められるようになっているか。混んでいて止められなかったと聞いたこともあるので。

○羽田野地域整備課長

定期利用については、28台から30台くらいあると聞いている。一時使用ということで毎日台数は変動すると思われるが、平日見たときに8台ほど止まっていた。休みの日に行ったときには15台くらい止っていた。それは曜日、その日その日の台数の変動があるので一概に一時使用なのでだいたいそのぐらいの推移でないかと思われる。

○羽田野孝子委員

定期に使う人のほか何台分くらい余裕があるのか聞きたかった。

○羽田野地域整備課長

申し訳ありませんでした。一時使用の台数は25台分ある。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第70号 令和4年度胎内市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

西村上下水道課長説明

未処分利益剰余金のうち、1億3,612万780円を資本金に組み入れ、1億2,432万9,563円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法の規定に基づきお諮りするもの。

質疑

○天木義人委員

今まで減債積立金トータルでいくらあるか。それと資本金に組み入れるメリットは。

○西村上下水道課長

決算書には載っているのですが、今手持ちの資料ないので後ほど回答します（後日減債積立金は4億8,466万6千円の連絡あり）。資本金に組み入れるメリットは、公営企業法によると資本費が必ず歳出に見合う分積み立てていなければならないということでこのように積み立てしているものである。

○天木義人委員

そうすると今まではそれを満たしていなかったのか。それと内部保留金というか剰余金はいくらあるのか。

○西村上下水道課長

資本金満たしていなかったことはなくて、毎年毎年積み立て満たすように剰余金を処分している。内部留保の金額ですが令和4年度の予定では16億2,671万1,141円（後日6億899万6千円に訂正あり）ほどとなっている。

○天木義人委員

積み立ててもまた資本金だから使えるわけですが、資本金の項目だけが増えて別に意味がないと思う。それと内部保留16億円あるがどのような活用方法を考えているのか。ずっと積み立てていくのか。

○西村上下水道課長

水道事業の積立金額は確かに大きな金額となっはいるが、並槻浄水場はできてから28年が経過し、猫山の配水管の入替え工事を今年度と来年度で予定しているし、再来年度以降

も並槻浄水場の機械システムの入替え工事、その他浄水場や配水池の耐震化もまだ全然進んでいない状況である。荒川頭首工の改修工事も国の方で今後 10 年以内に進めるとなると荒川の方の持ち分は 2% あまりではあるが、工事費が 100 億から 200 億くらいかかるとなると今後それなりの支払いが発生することが見込まれるので、どれくらい貯めたらいいのかというのは一考の余地があると思うが、裕福な状況ではないと考えている。

○天木義人委員

工事はわかるが、起債を起こすことを前提でやっているのでは、余剰金を使うということがあまり出てこない。予備費としていくらあればいいのか。16 億も 20 億円もためてそれでいいのか。ということは疑問に思うので。公平にするために起債を起こすというが、起債だけ起こして内部保留を使っていない現状である。その辺の考えはどうするのか。

○西村上下水道課長

起債を起こして使っていないわけではなく起債の償還にも充てている部分はあるので。並槻浄水場のできた時の起債の償還がピークを過ぎて、今後減っていく予定ではあったが、新たな建設需要が出てきているので今後も起債の償還にも使っていくことになると思われるので、金額については今後とも精査していきたいと思っているが、例えば料金の値下げなどは難しいと考えている。

○天木義人委員

これからのことで荒川の頭首工のことがあるが、この夏の天気で水道水はどこまで間に合ったのか。荒川から取り入れたのか。

○西村上下水道課長

県内各地では減水や渇水に伴い規制をしているところはあったが、当市は荒川の頭首工から表流水を取入れているおかげで一切水道の規制等は行うことがなかった。通常は並槻浄水場には調整池は 4 つあるがそのうち井戸水が 2 つの池、川の表流水が 2 つの池で運用しているが、8 月くらいから井戸水を汲み上げる量が少なくなってきたためにその分をカバーするものとして井戸水を 1 つ、荒川の表流水を 3 つ使って運用した。そのことにより水道の規制等はしなくて耐え忍ぶことができた。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 71 号 令和 4 年度胎内市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

西村上下水道課長説明

未処分利益剰余金のうち、715 万 5,008 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法の規定に基づきお諮りするもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会（10：55）